⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　区分６	1,104単位
㈡　区分５	819単位
㈢　区分４	570単位
㈣　区分３	504単位
㈤　区分２以下	461単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　区分６	1,049単位
㈡　区分５	784単位
㈢　区分４	551単位
㈣　区分３	495単位
㈤　区分２以下	447単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　区分６	1,032単位
㈡　区分５	768単位
㈢　区分４	537単位
㈣　区分３	480単位
㈤　区分２以下	430単位
ロ　共生型生活介護サービス費	
⑴　共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	694単位
⑵　共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	854単位
ハ　基準該当生活介護サービス費	
⑴　基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	694単位
⑵　基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	854単位

三　（略）

注１　イ及びハについては、次の⑴から⑸までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第１項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第２条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（⑸に該当する場合にあっては、区分５とみなして、利用定員に応じ）、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が

⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　区分６	1,099単位
㈡　区分５	816単位
㈢　区分４	568単位
㈣　区分３	502単位
㈤　区分２以下	459単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　区分６	1,045単位
㈡　区分５	781単位
㈢　区分４	549単位
㈣　区分３	493単位
㈤　区分２以下	445単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　区分６	1,028単位
㈡　区分５	765単位
㈢　区分４	535単位
㈣　区分３	478単位
㈤　区分２以下	428単位
（新設）	
ロ　基準該当生活介護サービス費	
⑴　基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	691単位
⑵　基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	851単位

ハ　（略）

注１　イ及びロについては、次の⑴から⑸までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第１項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第２条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（⑸に該当する場合にあっては、区分５とみなして、利用定員に応じ）、１日につき所定単位数を